

#### あま市役所

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項

連絡会

あま市社会福祉協議会

日常生活自立支援事業

地域包括支援センター

居宅介護支援事業所

障害相談支援事業所

1 広報機能

2相談機能

(日常生活自立支援事業から

の移行、個別ケースの共有)

③利用促進機能 (法人後見・市民後見)

(滴官)

#### 権利擁護ケース検討会議

(2か月に1回開催)

弁護士、司法書士、社会福祉士、医療 福祉相談員、日常生活自立支援事業 **担当者、障害福祉係·基幹地域包括支** 援センター・権利擁護センター職員、そ の他関係職員

- ◆市長申立てを含む支援方針の決定
- ◆継続的に成年後見支援を要する ケースの報告・検討
- ◆専門的判断(モニタリング)
- ◆法人後見の適否を含む受任調整
- ◆成年後見制度以外の支援策の検討

### 市長申立審査会

(適宜)

福祉部長、社会福祉課長・主幹、高齢 福祉課長・主幹、障害福祉係・高齢福 祉課・基幹地域包括支援センター・権 利擁護センター職員

◆市長申立ての決定

# 権利擁護センター

<社会福祉課>

(生活困窮者自立支援窓口と一体的に設置) 市職員2人、任期付短時間勤務職員1人

司令塔機能

事務局機能

- 1 広報機能
- 2相談機能
- ③利用促進機能 (受任調整)
- 4後見人支援機能 (チーム支援)

成年後見制度利用支援事業

< 障害福祉係 > 地域生活支援事業



提言

連携 ▮ 協働

<高齢福祉課>

基幹地域包括支援センター 地域支援事業

# チーム支援

(適宜)

本人を中心とした、後見人等(親族 又は専門職)やケアマネジャー、相 談支援専門員を含むチーム支援を 展開し、権利擁護センターが調整 役・サポート役となる。

連携

参画

出席

連携

協働

#### 協議会

助言

(年2回)

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第2項

学識経験者、弁護士、司法書士、社会福祉 士、医療福祉相談員、海部東部障害者総合 支援協議会権利擁護支援部会長、社会福 祉協議会事務局長、福祉部長、名古屋家庭 裁判所職員、(事務局、その他関係職員)

- ◆センターの運営や相談支援体制の見直しに関すること
- ◆成年後見制度利用促進基本計画の策定・進捗管理に関すること
- ◆法人後見の実施や市民後見人の養成等に関すること
- ◆成年後見制度利用支援事業の見直し等に関すること
- ◆地域連携ネットワークの構築に関すること

名古屋家庭裁判所

後見センター

R3.6.14現在